

姫路市 IT 等スタートアップ事業所開設支援事業募集要項

1 目的

市内の高度 IT 技術やその他の高度技術を活用した新産業の創出や起業機運の向上による地域経済の活性化を図るため、高度技術を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める事業を行う事業所を市内に新たに開設する事業者に対し、兵庫県と協調し、経費の一部を支援する。

2 補助対象事業者

革新的なアイデアと高度 IT 技術やその他の高度技術（ライフサイエンス、フードテック、バイオテクノロジーなど）を活用した事業の経験・実績、又は知識・能力がある者であって、市内において新たに事業所（機器設置施設・場所（サーバールーム等）、トイレ等事業所に付帯する必要な施設を含む。）を開設し、高度技術を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める 3 年以上の事業計画を有する中小企業者等。

※ 以下のような IT サービスを主たる業務内容とする場合は補助対象外。

（WEB 制作、地域情報発信・WEB ジャーナル、IT スクール、IT コンサルティング等）

※ 市内で既に事業を行っている事業者が、事業所を単に移転する場合は補助対象外とする。

※ 高度技術を用いた事業であっても、新たに開設する事業所が単に物流倉庫等である場合は、補助対象外とする。

※ 条件に該当しない事業と共存し、スペースの区分ができない場合は、売上額に応じて按分した上で、補助を行う。

※ 本要項における「中小企業者」とは、下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当するものであって、みなし大企業（注 2）に該当しない者とする。（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項一～五）。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

注 1）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

注 2）本事業において、みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人

- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※本要項における『中小企業者等』とは、前述の中小企業者および中小企業者の基準を満たす社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）とする。

3 対象地域

市内全地域

4 補助内容

・以下の補助率・補助(限度)額は、兵庫県及び姫路市それぞれの補助率・補助(限度)額を合算したものを記載しています。

(1) 賃料

①対象要件

- ・新たに開設する事業所の賃借料及び施設使用料
- ・既設設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）の賃借料及び施設使用料も含む。
- ・ただし、事業所スペースと生活スペースが同一の建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。

②補助率

補助対象経費の1/2以内（市1/4、県1/4）

③補助（限度）額

- ・1補助事業者当たり、7万5千円/月、90万円/年の範囲内
- ・対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/2を補助
- ・消費税は補助対象外

④補助期間

賃料、通信回線使用料又はIT等高度技術者人件費のうち最も早く発生した月を起点とし、利用開始から36か月までの間

(2) 通信回線使用料

①対象要件

- ・新たに開設する事業所において、補助事業者が支払う通信回線使用料
- ・通信回線使用料には、インターネット接続費のほか、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料、(ソフトウェア)ライセンス料など、通信回線を利用して事業を行うために必要な一連の経費を含むものとする。ただし、開設事業所以外での利用を前提としていると市が判断するものは補助対象外とする。

②補助率

補助対象経費の1/2以内（市1/4、県1/4）

③補助（限度）額

- ・ 1 補助事業者当たり、60 万円／年の範囲内
- ・ 対象事業費の 1 / 2 が補助限度額を下回る場合は対象事業費の 1 / 2 を補助
- ・ 消費税は補助対象外

④補助期間

賃料、通信回線使用料又は I T 等高度技術者人件費のうち最も早く発生した月を起点とし、利用開始から 36 か月までの間

(3) I T 等高度技術者人件費

①対象要件

- ・ 新たに開設する事業所において高度 I T 等の技術を必要とする業務に従事する高度 I T 等技術者に係る人件費（個人事業主を除く）
- ・ ただし、補助対象となる者は、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者とする。
 - （ア）（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち高度試験の合格者
 - （イ）その他（ア）と同等の資格を有する者
 - （ウ）（ア）と同等以上の技術、開発実績等を有する者
 - （エ）その他高度な知識を活用して社会課題の解決に向けた経営戦略の策定・提案・推進を可能とする者であり、かつ高度技術を活用して新たな事業展開を見据えた実践能力を備える者

※（イ）、（ウ）、（エ）については、県に認められたものに限る。

②補助率 定額（市 1/2、県 1/2）

③補助（限度）額

- ・ 1 補助事業者当たり、200 万円／人・年
- ※200 万円を 12 ヶ月で割った金額（166,666 円）を 1 ヶ月あたりの上限額とする。
- ・ 基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当、賞与、役員報酬のうち給与相当額、法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、労働保険料等の事業者負担分）の合計額が、補助限度額を超えない場合は、補助金額を減額
- ・ 1 補助事業者あたり、1 人分/年の範囲内

④補助期間

賃料、通信回線使用料又は I T 等高度技術者人件費のうち最も早く発生した月を起点とし、利用開始から 36 か月までの間

(4) 改修費

①対象要件

- ・ 新たに開設する事業所に必要となる建物改修費（設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）、トイレ、シャワー、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備も含む。）
- ・ ただし、事業所スペースと生活スペースが同一の建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。

②補助率

補助対象経費の1/2以内（市1/4、県1/4）

③補助（限度）額

- ・1補助事業者当たり、100万円
- ・空き家、空き店舗を活用する場合は、別途100万円を上限に加算
※空き家、空き店舗は以下の（ア）～（ウ）をすべて満たすものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">（ア）空き家である期間が6か月以上であること（イ）築20年以上であること（ウ）台所、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること |
|---|

- ・対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/2を補助
- ・消費税は補助対象外

④補助期間

事業所開設時1回限り

（5）事務機器取得費

①対象要件

- ・新たに開設する事業所に必要となる事務機器取得費（OA機器、デスク、椅子、キャビネット等）

②補助率

補助対象経費の1/2以内（市1/4、県1/4）

③補助（限度）額

- ・1補助事業者当たり、50万円
- ・対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/2を補助
- ・消費税は補助対象外

④補助期間

事業所開設時1回限り（初年度の交付決定から概ね3ヶ月以内に購入したものが対象）

5 補助金交付までのおおまかな流れ

- （1）事前相談・面談（制度・予算の確認、案件相談）
- （2）事業計画申請書（県様式）の提出 → 市の書類選考 → 県の審査会による認定

【事業計画が認定された場合は、次の申請手続き】

- （3）補助金交付申請 → 補助金交付決定
※交付決定後に事業計画に変更が生じた場合は、事業変更申請 → 承認
～事業実施～
- （4）実績報告書提出 → 検査及び補助金額確定通知
- （5）補助金支払い
※原則、市会計年度終了後

6 事業計画申請手続

(1) スケジュール

	第1回	第2回
申請受付期間	6月3日(月)～7月31日(水)	12月～1月下旬頃
姫路市による書類選考	8月上旬	2月上旬頃
兵庫県による審査会	8月中旬	2月中旬予定

第2回以降の公募期間については実施時にホームページに掲載する。

※第2回目以降については、予算の執行状況により実施しない場合がある。

※事前相談・面談は随時受付。

(2) 申請方法

事前相談・面談を実施のうえ、申請受付期間内に「11 必要書類一覧【事業計画申請時】」の書類を「12 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先」へご提出ください。

7 事業計画申請書の提出にあたっての留意事項

- (1) 兵庫県募集要項に基づき、兵庫県へも申請が必要。
- (2) この補助事業は、兵庫県または姫路市の予算がなくなり次第終了する。
- (3) 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができない。反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消す。
- (4) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まない。補助率の計算の際には控除して計算すること。
- (5) 補助金の交付決定前に発生した経費は、補助対象外とする。
- (6) 補助対象項目全てを申請する必要はないが、事業計画全体が審査対象となる。

8 事業計画の認定

申請書の内容により、兵庫県の認定審査会において、新規性・独創性・優位性、収益性・マーケティング戦略、地域経済への波及効果、実現可能性、発展可能性・成長性の観点から審査を行い、適切と認められる場合には補助事業者として事業認定を行う。

9 補助事業の実施にあたっての留意事項

(1) 補助金の交付申請

事業計画が認定された事業者は、姫路市IT等スタートアップ事業所開設支援事業補助金交付要綱に基づき、姫路市に補助金交付申請書等を提出すること（様式は別途公開）。

補助事業に要する経費についての契約書、見積書等の各種書類の添付が必要です。

※兵庫県補助金交付要綱に基づき、兵庫県へも申請が必要。

(2) 他補助事業との併用禁止

事業所設置に関し、姫路市の他の補助制度の規定により交付決定を受けた補助事業については補助対象としない。

(3) 補助金の支払い

補助金交付要綱の規定に基づき実績報告書を提出すること。その後、市において実績確認し、補助金額を確定したのちに、補助金の支払いを行う。新たに開設した事業所での事業実施の実態が少ない月については、補助金減額又は補助対象外とすることがある。

(4) 公表

認定を受けた補助事業は、事業者名、事業概要等について、パンフレット、WEBサイトなどで広く紹介する。

(5) 事業成果等の報告

補助事業者は、補助事業完了後も補助金の交付の目的を達成するため、収益の拡大に努め、補助金交付年度以降の5年間を限度とし、市の求めに応じて、事業成果等について報告を行うこと。また、紙面や発表会等での報告を求めた場合も協力をお願いする。

(6) 事業の取消し・中止（廃止）

補助事業者が補助対象期間中に事業を中止（廃止）したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることがある。また、事業認定日より6ヶ月の間に事業を開始しない場合は、理由を文書にて提出すること。事業認定日より1年以内に事業を開始しない場合は、特段の事情がある場合を除き、事業認定の取り消しを行う。

10 経費報告に関する留意事項

- ・実績報告時には、補助事業に要した経費について証明する書類及び必要に応じて現地調査等により審査を実施する。
- ・審査時には単に金額のみ記載された領収書だけでなく、見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、銀行振込受領書など一連の書類を保管しておき、内訳、支払実績などを客観的に証明できるよう、提出の準備をしておくこと。

11 必要書類一覧

【事業計画申請時】

◎共通書類

- (1) 兵庫版シビックテック推進事業 事業計画申請書（様式1：県様式）
- (2) 経費区分（様式2：県様式）
- (3) その他（会社概要、事業計画の内容が分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料、高度技術を用いた事業の経験・実績、又は事業者の知識・能力を説明する書類等）

◎法人の場合（上記（1）～（3）に追加）

- (4) 履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）
- (5) 直近2か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）の写し

◎個人の場合（上記（1）～（3）に追加）

- (6) 税務署へ届け出た開業届出書の写し（税務署の受付印があるもの）
- (7) 直近2か年の所得証明書の写し

◎人件費の補助を希望する場合（上記（1）～（7）に追加）

- (8) 高度技術者の職務経歴書
- (9) 高度技術者の経験・実績を証する書類（資格証明書、大学教授からの推薦状、対外的に発表された学術論文など客観的な評価が示されたものに限る）

【補助金交付申請時】

<提出書類>

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号（第4条関係））
- (2) 別紙（経費区分）
- (3) 県事業補助金の事業計画認定を受けた者であることが分かる書類
- (4) 県事業補助金交付申請書及びその添付書類の写し
- (5) 市の事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）に定める誓約書
- (6) 市税の納税証明書（滞納なし証明書）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類
（例：経費についての契約書、見積書など）

12 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

姫路市 商工労働部 企業立地課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2515 ファックス 079-221-2508

メール kigyorichi@city.himeji.lg.jp